

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十七号）  
 新旧対照表（第五条関係）

改正案	現行
<p>目次            第一章～第五章（略）            第六章 雑則（第五十五条・第五十六条）            附則</p> <p>（基本方針）            第三条（略）            2・3（略）            4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。            5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（人員に関する基準）            第四条 介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。            一～四（略）            五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上</p>	<p>目次            第一章～第五章（略）            第六章 雑則（第五十五条）            附則</p> <p>（基本方針）            第三条（略）            2・3（略）            4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。            （新設）</p> <p>（人員に関する基準）            第四条 介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。            一～四（略）            五 栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上</p>

六・七 (略)

2・3 (略)

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし

一、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 (略)

6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは

言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

二 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

三 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医

六・七 (略)

2・3 (略)

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 (略)

6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士 又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは

言語聴覚士、栄養士 又は介護支援専門員

二 介護医療院 栄養士 又は介護支援専門員

三 病院 栄養士 （病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医

療施設の場合に限る。）

7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 (略)

(施設サービス計画の作成等)

第十七条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことが出来るものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければなら

療施設の場合に限る。）

7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士 又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 (略)

(施設サービス計画の作成等)

第十七条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議

をいう。以下同じ。）の開催、担当

い。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(栄養管理)

第二十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ

者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(新設)

(新設)

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

ならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第三十一条 (略)

2～3 (略)

4 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(非常災害対策)

第三十一条 (略)

2～3 (略)

4 介護老人保健施設は、

自主防災組織及び近隣住民  
と連携し、地域の  
時における入所者等の安全確保のための協力体制の確立  
に努め  
なければならない。

(揭示)

第三十四条 (略)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第三十九条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(基本方針)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁

(揭示)

第三十四条 (略)

(新設)

(新設)

(基本方針)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。  
ならない。

(新設)

(勤務体制の確保等)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のた

護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条の三まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで、第二十九条の二及び第三十一条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 介護老人保健施設及び**従業者**は、作成、保存その他これら

めに必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条の三まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで  
及び第三十一条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十八条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(新設)

に類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及び**従業者**は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第五十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第五十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

